



送りつけられた身勝手な「意向調査票」等に怒り！！

【85歳以上、要介護3以上、重度障害1・2級】

根拠のない線引き（基準）で、

身勝手な意向調査をするな！

神戸市は、6月末、借上げ住宅居住者に対して「入居世帯の各種認定・意向調査および個人情報の取り扱いの同意について」と題する書類を送付した。「借上げ住宅協議会」は、この意向調査等に関して、① 継続入居を希望する世帯が記入する欄がない。② 恣意(しい)的な内容で誘導尋問になっている。③ 個人情報の同意はプライバシーの侵害になる。ことを指摘して、これらの文書を配布しないよう緊急申し入れを行った。神戸市が、この申し入れを聞き入れず文書配布を強行したことはきわめて遺憾であり強く抗議する。

原則は「継続入居」・住宅斡旋は転居希望者だけに

仮設住宅から転居する際に、災害復興公営住宅に入れず、たまたま災害復興借上げ住宅に入居することになった被災者を、市が勝手に作った三つの基準を満たしているかどうかで、継続入居か転居かを決められてはたまらない。住宅に安心して住み続けられるかどうかは、基本的人権に係る問題で、被災者間に不平等があってはならない。借上げ住宅も災害復興公営住宅であり、現住宅にそのまま住み続けることが原則で、住み替え斡旋は、「転居希望者だけに限定して」行うべきである。

「意向調査票」いろいろな問題点

なんのための「意向調査」か？

送付された文書の中で「調査票と同意書は、**継続入居等の対象世帯**を把握するとともに、継続入居のために**建物所有者との借上げ契約延長の協議**を行う上で必要」と書かれている。

1. 「継続入居」の対象を市が勝手に限定

市が言う「継続入居等の対象世帯」は、年齢・介護度・障害の三条件を満たした世帯だけで、それ以外の転居できない人や継続入居を希望する人たちは、その実態や理由如何を問わず無視されている。「調査票」や「同意書」を提出すると、市が勝手に決めた条件に合わない世帯は、自ら提出した調査票を元に転居を迫られることになる。

(裏面へ続く)